

能代市告示第58号

能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、山陰等地形的な原因により届きにくい電波の受信を目的に共聴施設を設置する共聴組合に対し、当該施設の維持管理に係る負担軽減を図るために予算の範囲内で交付する、能代市共聴施設修繕費補助金（以下「補助金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴施設 山陰等地形的な原因によるテレビ放送の難視聴を解消するために設置する共通アンテナ、当該アンテナにより受信した放送を難視聴世帯に送るケーブル及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 共聴組合 地域住民が設立した、共聴施設の整備及び維持管理を行う組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、本市の区域内に住所を有する組合員から構成される共聴組合であって、当該組合員から共聴施設の維持管理費を徴している共聴組合（NHK共聴組合を除く。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 老朽化又は破損に伴う共聴施設の修繕に要する経費
 - (2) 補助対象者の都合によらない理由により行うケーブルの移設等に要する経費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から、共聴組合を構成する組合員の世帯数（以下「組合員世帯数」という。）に1万円を乗じて得た額を減じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、その額が0円未満となるときは0円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助対象経費に充当可能な補助金等の交付を受ける場合における補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該充当可能な補助金等の額を控除した額を補助対象経費の合計額として、前項の規定により算出した額とする。

3 補助金の上限額は、組合員世帯数に1万円を乗じて得た額（当該額が20万円を超える場合は20万円）とする。

4 前項の規定にかかわらず、一の年度内に複数回の補助金の交付申請を行う場合における補助金の上限額は、前項の上限額から当該年度内に既に交付決定された補助金額を控除した額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、能代市共聴施設修繕費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費に係る修繕、工事等（以下「補助事業」という。）の費用の内訳が確認できる書類の写し

（2） 補助事業の内容が確認できる書類

（3） 共聴組合を構成する組合員の名簿

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその内容を、能代市共聴施設修繕費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、能代市共聴施設修繕費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第1項の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請を取り下げようとするときは、同条第2項の通知があった日から10日以内に、能代市共聴施設修繕費補助金交付申請取下げ届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(申請の変更)

第9条 交付決定者は、補助事業の内容に変更が生じた場合は、能代市共聴施設修繕費補助金変更交付申請書(様式第5号)に当該変更の内容が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査の上、補助事業の変更の可否を決定し、能代市共聴施設修繕費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、能代市共聴施設修繕費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の費用の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 補助事業の完了が確認できる写真等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、能代市共聴施設修繕費補助金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、能代市共聴施設修繕費補助金交付請求書(様式第9号)に振込先口座が確認できる書類を添付して市長に提出することにより、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この告示又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取消し等を行った場合において、既に当該取消し等に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して補助金の返還を命じなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

能代市長 様

（組合名）
（代表者住所）
（代表者氏名）

能代市共聴施設修繕費補助金交付申請書

能代市共聴施設修繕費補助金の交付を受けたいので、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

2 交付を受けようとする補助金の額 一金 千円

3 収支予算表

(1) 収入

(単位 円)

区分	予算額	説明
市補助金		
自己資金		
その他		
合計		

(2) 支出

区分	予算額	説明
修繕経費		
移設経費		
その他		
合計		

4 添付書類

- (1) 補助事業の費用の内訳が確認できる書類の写し
- (2) 補助事業の内容が確認できる書類
- (3) 共聴組合を構成する組合員の名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

能代市長



能代市共聴施設修繕費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった能代市共聴施設修繕費補助金については、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額は、一金 千円とする。
- 2 補助金の交付に当たり、次の条件を付する。
 - （1） この補助金は、申請のあった目的以外に使用しないこと。
 - （2） この補助金について、監査の必要がある場合は、関係書類の提出を求められることがある。
 - （3） その他能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

能代市長



能代市共聴施設修繕費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった能代市共聴施設修繕費補助金については、下記の理由により交付できませんので、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- ・ 不交付理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

能代市長 様

（組合名）
（代表者住所）
（代表者氏名）

能代市共聴施設修繕費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け指令記号及び番号で交付決定を受けた能代市共聴施設修繕費補助金については、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第8条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助金の交付決定額 一金 千円
- 2 取下げ理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

能代市長 様

（組合名）
（代表者住所）
（代表者氏名）

能代市共聴施設修繕費補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令記号及び番号で交付決定を受けた能代市共聴施設修繕費補助金について、補助事業の内容を変更する必要が生じたため、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|----|----|
| 1 | 交付決定額 | 一金 | 千円 |
| 2 | 変更交付申請額 | 一金 | 千円 |
| 3 | 変更を必要とする理由 | | |

4 収支予算表（変更）

（１）収入

（単位 円）

区分	予算額			説明
	変更前	変更後	差 引	
市補助金				
自己資金				
その他				
合計				

（２）支出

区分	予算額			説明
	変更前	変更後	差 引	
修繕経費				
移設経費				
その他				
合計				

5 添付書類

（１） 変更内容が確認できる書類

（２） その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

能代市長



能代市共聴施設修繕費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった能代市共聴施設修繕費補助金については、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

- 1 変更後の補助金の交付決定額は、一金 千円とする。
- 2 補助金の交付に当たり、次の条件を付する。
 - （１） この補助金は、申請のあった目的以外に使用しないこと。
 - （２） この補助金について、監査の必要がある場合は、関係書類の提出を求められることがある。
 - （３） その他能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱に従うこと。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

能代市長 様

（組合名）
（代表者住所）
（代表者氏名）

能代市共聴施設修繕費補助金実績報告書

年 月 日付け指令記号及び番号で交付決定を受けた能代市共聴施設修繕費補助金について、補助事業が完了しましたので、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金等の額

交付決定額	実績額	差引額
円	円	円

3 補助事業の実施状況

共聴施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	年 月 日
完了日	年 月 日

4 収支実績表

(1) 収入

(単位 円)

区分	実績額	説明
市補助金		
自己資金		
その他		
合計		

(2) 支出

区分	実績額	説明
修繕経費		
移設経費		
その他		
合計		

5 添付書類

- (1) 補助事業の費用の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 補助事業の完了が確認できる写真等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

能代市長



能代市共聴施設修繕費補助金確定通知書

年 月 日付け指令記号及び番号で通知した能代市共聴施設修繕費補助金については、下記のとおり確定したので、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- ・ 補助金の確定額は、一金 千円とする。

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

能代市長 様

（組合名）
（代表者住所）
（代表者氏名）

能代市共聴施設修繕費補助金交付請求書

年 月 日付け指令記号及び番号で通知を受けた能代市共聴施設修繕費補助金について、能代市共聴施設修繕費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 一金 千円也

2 振込先

金融機関名：

支 店 名：

口 座 種 別：

フ リ ガ ナ：

口座名義人：

3 添付書類

振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）